令和８年（フ）第５９号
兵庫県朝来市立脇235番地　清光苑　２号
債務者　安保いづみ
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第９８号
広島県尾道市沖側町12番４号
債務者　日角　　緑
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第８８号
福岡県飯塚市勢田125番地３　市営桜が丘団地住宅104号
債務者　前田久美子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第９０号
福岡県飯塚市枝国430番地２　ポジティブリーケアほなみ
債務者　奥原　信夫
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第９２号
福岡県飯塚市横田871番地１　コーポラス高雄107号
債務者　原　　浩子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４６５号
大分市大字勢家1090番地の２　二宮アパート212
債務者　渡邉眞知子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３９号
宮城県栗原市鶯沢南郷宿川原23番地１　市営宿川原住宅Ａ３号
債務者　久道　由香
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
富山県高岡市横田本町２番35―201号　ＹＯＵハイツ横田本町
債務者　堀部　羅維夢
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２５５号
石川県野々市市本町４丁目７番３号　ラ・ペジブル野々市303号
債務者　宮永　恵里
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５６号
石川県加賀市松が丘１丁目30番地13、住民票上の住所石川県輪島市大沢町清水平37番地
債務者　車田　正和
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第２５０号
福井市大島町大島台319番地
債務者　八田一知可
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５１号
福井県南条郡南越前町阿久和第44号22番地
債務者　赤澤　悠斗
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５１号
福井県敦賀市松葉町27番106号、前住所福井県敦賀市野神12号102番地　シティ・ライツ102
債務者　山本　　保
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第５６２号
兵庫県西宮市枝川町10番27―603号
債務者　金子由紀恵
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５６４号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目13番12号
債務者　中西由利江
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２２４号
神戸市西区井吹台西町１丁目３番地　101号
債務者　冨田　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
山口県下関市熊野西町３番１―308号
債務者　中山　奈奈
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２７２号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八上57番地１　ハイツ伊達娘Ａ　201号室
債務者　三木　昭博
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
徳島地方裁判所民事部